



花開く活力、
広がる笑顔、
政令市新潟

資料6

第4回 新潟市国家戦略特別区域会議 新潟市提出資料

平成 27年 11月 26日

新潟市長 篠田 昭

2016 サミット関係閣僚会合
G7新潟農業大臣会合 **開催!!**

【日時】 2016年4月23, 24日

【会場】 朱鷺メッセ（新潟コンベンションセンター）

農業生産法人の役員要件の緩和

■ これまでに7事業者が参入、市内13haで営農を開始。今後205haでの営農を計画。

(株)ローソン…全国初となる特例農業法人(株)ローソンファーム新潟設立

→ 今年度からコメの生産を開始、ローソン店舗で弁当として販売

新潟麦酒(株)…年内に特例農業法人移行予定

(株)新潟クボタ…特例農業法人(株)NKファーム新潟設立

→ 耕作放棄地にて小麦の生産を開始、今後輸出米の生産にも取り組む

(株)W P P C…年内に特例農業法人移行予定

(株)セブンファーム新潟…特例農業法人(株)セブンファーム新潟市設立

→ 店舗から排出される残渣を活用したリサイクル農業

→ 農作物はイトーヨーカードへ出荷（大根）

(株)ars-dining…特例農業法人(株)ars-diningへ移行

→ 営農をしながら居酒屋を経営、今後2店舗目を計画中

(株)アイエスエフネットライフ新潟…特例農業法人(株)たくみファーム設立

→ 障がい者を雇用し、営農活動を開始



■ 今回新たに2社を追加

東日本旅客鉄道(株)…市内農業者と連携し、酒米を生産、日本酒を通じた地域活性化にも取り組む

(株)ひらせいホームセンター…市内農業者と連携し、もみ殻堆肥を施用した露地野菜、野菜苗を生産

売り先を持った事業者と連携した農業
商品開発・加工・販売力の強化



強い農業経営体

産業の国際競争力強化・国際的な経済活動の拠点形成に向けて

① 国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業(出入国管理及び難民認定法の特例)

- 外国人起業家の受入を促進することで、多様な人材とビジネスを育成し、地域産業の国際競争力を強化
- 「新潟市国際創業特区(構造改革特区)」を活用した対日投資誘致と併せ取り組むことで、北東アジア地域における国際的な経済活動の拠点性を向上

「出入国管理及び難民認定法」の特例の概要

創業外国人(申請人)

① 創業活動計画を作成・申請



- 事業の種類及び内容
- 事業を行う地域
- 事業所の開設時期及び開設場所
- 事業開始までの具体的な計画
- 必要な資金の額及びその調達方法
- 役員の氏名、住所及び国籍 等

④ 入国管理局へ「在留資格認定証明書」交付申請

⑤ 在外公館へ「経営・管理」ビザ申請

⑥ 特例で日本へ上陸(在留期間6か月＝創業活動期間)

特例で上陸している6か月の間に、通常の在留資格「経営・管理」に係る要件を満たすことが必要

- ・「本邦に居住する2名以上の常勤職員の雇用」又は「資本金等500万円以上」を用意
- ・発起人又は代表取締役等の口座開設
- ・事務所用施設の確保
- ・登記事項の整理、設立・設置登記申請

⑧ 会社設立後、通常の在留資格「経営・管理」に更新

新潟市

サポート

ビジネスプラン作成を支援

申請

② 内容について、中小企業診断士への意見聴取等により確認

※国家戦略特別区域法施行令第18条第1号イからニに定める要件を満たすかを確認【創業活動確認】

交付



③ 「創業活動確認証明書」を交付

サポート

⑦ 創業計画の進捗状況の確認

IPC 公益財団法人 新潟市産業振興財団

創業前のビジネスプラン作成から、創業後の事業サポートまで幅広く新潟IPC財団が支援

産業の国際競争力強化・国際的な経済活動の拠点形成に向けて

② 特定非営利活動法人設立促進事業(特定非営利活動促進法の特例)

- NPO法人の設立時に必要な認証申請添付書類(定款等)の縦覧期間を2カ月から2週間に短縮
- 雇用労働相談センターの活用と合わせ、NPO法人の設立を促進することで、地域活動やコミュニティビジネスの担い手を育成し、本市の進める12次産業化など、農業を核とした地方創生の取組を推進

■ 革新的農業実践特区

- ・ 農業生産法人に係る農地法等の特例
- ・ 農業委員会と市の事務分担に係る特例
- ・ 農家レストラン設置に係る緩和
- ・ 農業への信用保証制度の適用

【H27.10.29】

- ・ 雇用労働相談センターの設置
→ 新規開業への環境整備

【H28.1月～】

- ・ NPO法人設立手続きの迅速化
《縦覧期間 2カ月 → 2週間に短縮》
→ 地域活動・コミュニティビジネスの担い手育成

成果

大規模農業の改革拠点

農業特区を後押し

創業支援・雇用創出

農業ベンチャーなどの
雇用相談(6次産業化)

12次産業化を後押し
する役割を期待

地域課題解決

経済の活性化
地方創生

市民活動支援

革新的な農業情報提供システム実証事業について

課税の特例措置活用事業(設備投資に係る課税の特例措置) ウォーターセル株式会社, 株式会社 I H I

- 課税の特例措置(即時償却並びに税額控除)を活用し、革新的な農業情報提供システム実証事業に係るフィールドセンサーネットワーク式を取得

◆高効率な農業生産体制の実現

～「経験や勘」に頼る農業からの脱却～

✱ water-cell

IHI

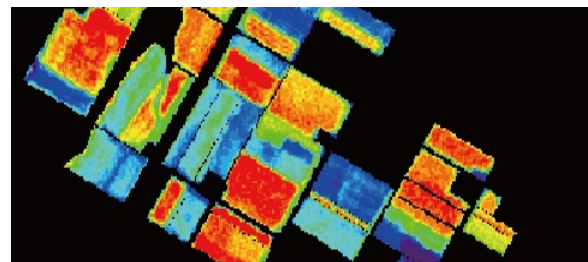
◆フィールドセンサーネットワーク

高度気象システムによる気象データ
病虫害の予察情報



×

◆リモートセンシング
見える化された生育状況



品質・収量の安定・向上

情報による農作業の意思決定支援
蓄積データによる改善

革新的な情報サービスの活用による
農業生産性の向上
高効率な営農の実現



Q C D (品質・コスト・時期)の
適切化
農業の国際競争力向上

農業の競争力強化に向けた新たな規制緩和について

① 農業生産法人の出資要件の緩和

農業生産法人の出資要件

【現状】農業関係者以外の議決権は1／4以下。

【来年度以降】農業関係者以外の議決権を1／2未満までに緩和※1

【緩和案】農業者と企業等とが連携した農業生産法人について、農業に関連した投資を行う場合、農業関係者以外の議決権を50%以上に拡大することを可能とする。

※1農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が平成27年9月4日公布(平成27年法律第63号)、平成28年4月1日から施行。
6次産業化等を通じた経営発展を促進するため、農地を所有できる法人の要件(議決権要件、役員の農作業従事要件)を見直し

② 農業生産法人の事業要件の緩和

農業生産法人の事業要件

【現状】主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)であり、その売上高が収入の過半を占めなければならない。

※自らも生産している農作物を他から仕入れ、加工・販売することは可だが、
自ら生産していない農作物を他から仕入れ、販売・加工の売上が過半を超えると不可。

【緩和案】農業生産法人が、自ら生産していない農作物を周辺地域(同一県内を想定)から仕入れ、加工・販売する際は、その売上高も農業生産法人の主たる事業として認める。

農業の収益・雇用拡大で地方創生を実現

① 農業生産法人の出資要件の緩和

⇒ 農業者の負担軽減で事業の拡大が可能



② 農業生産法人の事業要件の緩和

⇒ 農業生産法人が地域農産物の販路を拡大することにより経営の安定と地域農業者の所得拡大

